

農山漁村発イノベーション推進事業（農山漁村発イノベーション創出支援型）

【令和6年度予算額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村発イノベーションを推進し、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図るため、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらに係る研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進支援事業

農山漁村発イノベーションの実施に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援します。

- （支援対象の取組）
- ① 2次・3次産業と連携した加工・直売の取組
 - ② 新商品開発・販路開拓の取組
 - ③ 直売所の売上向上に向けた多様な取組
 - ④ 多様な地域資源を新分野で活用する取組
 - ⑤ 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2等（上限500万円）】

2. 農山漁村発イノベーション中央サポート事業

- ① 中央サポートセンターにおいて、都道府県サポートセンターと連携し、農山漁村発イノベーションに係る高度な課題を抱える事業者等に対する中央プランナー等の専門家派遣の取組や高度なデジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材（デジタル人材）の派遣等を支援します。
- ② 農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援します。
- ③ 施設給食において、地産地消を促進するためのコーディネーターの派遣・育成の取組等を支援します。

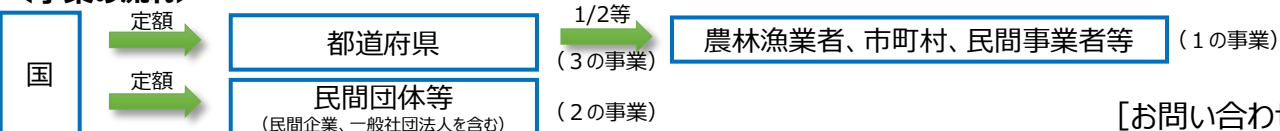
【事業期間：1年間、交付率：定額】

3. 農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業

各都道府県のサポートセンターにおける、農山漁村発イノベーションに係る経営改善等の多様な課題を抱える事業者等への専門家派遣やデジタル人材の派遣、地域におけるデジタル人材の育成の取組等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



農山漁村発イノベーション推進支援事業

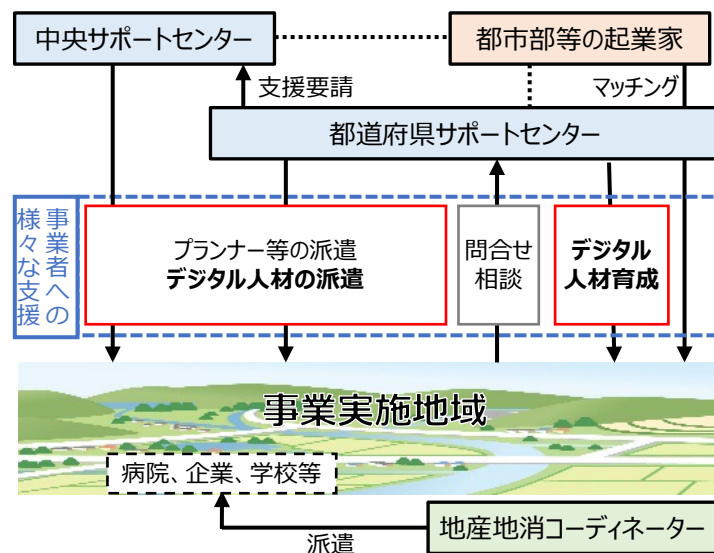


農林水産物を利用した新商品開発



多様な地域資源を新分野で活用

農山漁村発イノベーション中央・都道府県サポート事業



【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-6744-2497）

農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

【令和6年度予算額 8,389（9,070）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（140人〔令和7年度まで〕）
- 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：3年間（上限5年間）、交付率：1/2等】

2. 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用して6次産業化等に取り組む場合に必要となる、農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

（※農林水産物以外の多様な地域資源を活用した取組を支援対象に追加）

なお、非接触・非対面での作業に対応した加工・販売施設等の整備も可能です。

【事業期間：1年間、交付率：3/10等】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



集出荷・貯蔵・加工施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2
- ※2 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定、農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定又は都道府県若しくは市町村が策定する戦略に基づく事業計画の認定が必要



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

【お問い合わせ先】

（1の事業） 農村振興局地域整備課 （03-3501-0814）

（2の事業） 都市農村交流課 （03-6744-2497）